

建設リサイクル法届出書の作成について

◎届出に必要な書類

①届出書（変更届出書）

②届出書別表1～3（分別解体等の計画等）

以下の別表1～3のうち、工事種類により該当するものを添付すること。

- ・別表1：建築物に係る解体工事
- ・別表2：建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）
- ・別表3：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

③委任状

委任状の添付がなければ届出時に訂正はできません。

④案内図（現場位置図）

住宅地図又は白地図（1/2500程度）等に工事場所を朱色で明示したものの。

⑤届出対象物の設計図又は写真

建築物等の設計図、又は現状を示す明瞭な写真が添付されていること。

⑥工程表

届出書（5.工程の概要）に工程を記載することが出来ない場合は、工程の概要を示した表を添付して下さい。

◎届出書等の提出部数

- ・届出書（変更届出書）等の提出部数は、1部です。
- ・届出の受付確認の必要な場合は、届出書（様式第一号）のコピーを持参して下さい。そこに、収受印を押印します。